

千葉県斎場ガス給湯器修繕仕様書

1 修繕名 千葉県斎場ガス給湯器修繕

2 修繕場所 千葉県緑区平山町 1762 番 2 号（千葉県斎場）

3 修繕期間 120 日間

4 修繕概要 本修繕は、千葉県斎場における老朽化した給湯器を更新するものである。

5 一般事項

（１）受注者は、本修繕の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行すること。

（２）本仕様書に明記無き事項は、原則として下記による。

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（機械・電気設備工事編）（令和４年版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械・電気設備工事編）（令和４年版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（機械・電気設備工事編）（令和４年版）

（３）受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負う。

（４）本市では、千葉県環境マネジメントシステム（C-EMS）を運用し、省資源・省エネルギーの推進、3R（発生抑制、再使用、再生利用）活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取り組みを行っていることから、本修繕の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。

（５）本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。

（６）修繕期間中の安全管理には十分注意すること。

（７）本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。

（８）発生材は場外搬出適切処分とする。

（９）本修繕の履行に必要な電気及び水は既存施設のものを無償にて利用できるものとする。

（１０）本修繕の履行に必要な官公署その他の関係機関への届出等を行うこと。それらに要する費用、検査立会費用等も受注者の負担とする。

（１１）本修繕の履行にあたり、下記書類を市担当者に提出すること。

- ・施工計画書（緊急連絡体制、施工方法、使用材料の規格、産廃処分方法（運搬・処理修繕先等）が分かる書類）
- ・施工写真（完成後に確認が困難な隠蔽部や施工の過程が分かるもの。施工前、施工後）
- ・発生材が適切に処分されたことが分かる書類（マニフェストの写し、搬出時写真、処分場搬入時写真等）
- ・試験成績書
- ・その他、市担当者の指示による書類

6 施工条件

・作業は、施設運営に支障とならないよう、事前に作業手順等を関係者と調整の上実施すること。

・騒音・振動作業については事前に、施設管理者へ連絡の後行うこと。

- ・従事者駐車場は市担当者の指示する場所とする。

7 修繕内容

別紙図面に記載のガス給湯器の更新、機器更新に伴う配管の更新、電気配線の敷設替え、試運転調整、発生材処分等の必要な作業一切を行う。